

岐阜県公報

第二千六百九十九号
平成二十七年十一月十七日

(火曜日)

目次

告示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定
道路の区域変更

(新産業振興課) 七七三
(道路維持課) 七七三

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
建築業法に基づく建設業者の許可の取消し
大垣都市計画(垂井町)地区計画の図書の縦覧
建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任
平成二十八年度岐阜県立高等学校全日制の課程、
課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員

(商業・金融課) 七七四
(建設政策課) 七七四
(都市政策課) 七七五
(建築指導課) 七七五
(教育総務課) 七七六

告示

岐阜県告示第六百六十八号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
岩戸工業株式会社	各務原市鷺沼川崎町二丁目一〇番地	平成二七・一〇・七	平成二八・三・三

岐阜県告示第六百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年十一月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

県道					
稲岐					
沢卓線					
岐阜市茜部辰新二丁目二番地先から		岐阜市茜部辰新二丁目七番地先から		岐阜市茜部辰新二丁目二番地先から	
同市同		同市同		同市同	
三番地先まで		四番地先まで		三番地先まで	
-		-		-	
後	前	後A	前B	前A	後
一五・六〇	一五・六〇 二四・五	一七・一 一九・四	八〇 一四・七	一七・一 一九・四	一八・〇 三・八
一五・一	一五・一	二六・八	一四・〇	二六・八	二五・一
A及びBは関係図に示す敷地の区分をいふ。					

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十七年十一月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十七年十月三十日
- 二 届出者の氏名又は名称
株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地
(仮称) スーパーセンターオークワ中津川店
中津川市茄子川字津戸井二七二〇番一 外
- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十八年七月一日
- 五 店舗面積
六、七〇三平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
四〇九台
- 七 荷さばき施設の面積
一四四平方メートル

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成二十七年九月十一日	株式会社大橋工務店	代表取締役 大橋 宗明	海津市海津町平原四三三番地	特二十三 六四五	管及び造園工事業
平成二十七年九月十八日	有限会社細野電業	代表取締役 細野 清身	揖斐郡池田町六之井一五八〇番地の二	般二十五 一三八四八	土木及びとび・土工事業

平成二十七年十月十五日	成和住建株式会社	代表取締役 隆信	岐阜市岩栄町一丁目一四番地	般二十三 一〇一七一七	建築及び大工事業
平成二十七年十月十五日	竹内電気株式会社	代表取締役 啓次	大垣市中川町四丁目三七番地の一	般二十二 三七九	電気工事業
平成二十七年十月十三日	伊藤建築 飯金	伊藤政則	岐阜市諏訪山二丁目一九番一三三号	般二十四 一〇二六〇三	屋根及び板金工事業
平成二十七年十月七日	エヌエフ シイ株式会社	代表取締役 清司	高山市丹生川町坊方一九九七番地三	般二十二 八五〇二二九	土木及びとび・土工事業
平成二十七年十月六日	山本工業	山本加代子	不破郡垂井町表佐五一九三番地八	般二十五 二〇〇九六二	機械器具設置工事業
平成二十七年十月二日	藤原タイ 産業	藤原勝二	瑞浪市陶町大川八〇六番地の七四	般二十五 六〇〇四〇七	左官及びタイル・れんが・ブロック工事業
平成二十七年十月二日	株式会社 堀井工務 店	代表取締役 堀井 敏夫	恵那市上矢作町七七二一	般二十二 一七二六三	土木、とび・土工、ほ装及び水道施設工事業
平成二十七年十月二日	伸永鋼業 株式会社	代表取締役 哲也	関市迫間字柳洞二二四一五	般二十二 一三六〇一	建築工事業
平成二十七年十月二日	株式会社 大洞水道	代表取締役 宏之	高山市新宮町一五五七番地二	般二十三 九七五〇	建築及び消防施設工事業
平成二十七年九月三十日	久楽園	久富三二	大垣市大島町一丁目一七七	般二十三 六六	造園工事業
平成二十七年九月二十五日	田口建築	田口幸博	高山市夕々野町大西六四一番地	般二十四 八五〇三三二	建築及び大工事業

平成二十七年十月二十六日	株式会社 バム建設	代表取締役 大松 一実	羽島郡岐南町上印食五丁目六八番地	般二十三 一五六六九	建築及び内装仕上工事業
平成二十七年十月二十六日	渡辺設備 株式会社	代表取締役 渡辺 猛夫	関市稲口四一八番地	般二十三 一六〇八六	電気通信工事業
平成二十七年十月二十六日	岳建工業	川添学	関市戸田二二 三六一	般二十六 三五〇三四四	とび・土工工事業

大垣都市計画（垂井町）地区計画の図書の縦覧
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 平成二十七年十一月十七日
 岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称
 大垣都市計画（垂井町）地区計画
 二 縦覧場所
 岐阜県都市建築部都市政策課及び垂井町建設課
 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任
 建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号。以下「法」という。）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。
 平成二十七年十一月十七日
 岐阜県知事 古 田 肇

一 指定構造計算適合性判定機関の名称等

名 称	住 所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
ビュローベリタ スジャパン株式会 社	神奈川県横浜市 中区山下町一番地	岐阜県の 全域	東京都千代田区神田駿河台一 丁目八番 神奈川県横浜市西区高島二丁 目一九番一二号

二 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る構造計算適合性判定。なお、一の構造計算適合性判定に係る建築物が二以上あり、いずれか一の建築物が次のいずれかの建築物に該当するときは、当該構造計算適合性判定に係る建築物全てを次のいずれかの建築物に該当するものとみなす。

- 1 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては、当該建築物の部分。以下同じ。）
- 2 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第八十一条第二項第一号に定める構造計算による建築物
- 3 構造計算適合性判定を要する木造又は木造を併用する建築物
- 4 法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプロگرامによるものによって確かめられる安全性を有するもの
- 5 高さが三十一メートルを超える建築物
- 6 構造耐力上主要な柱、はり又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
- 7 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が一平方ミリメートルにつき三十六ニュートン以上のコンクリートを使用する建築物
- 8 政令第八十条の二の規定に基づき、次により国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準に従った構造を有する建築物
 - (一) プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）
 - (二) 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成

十二年建設省告示第二千九号）

- (三) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）
 - (四) アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十号）
 - (五) 構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十三号）
 - (六) コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百六十四号）
 - (七) 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十四年国土交通省告示第六百六十六号）
 - (八) 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十五年国土交通省告示第四百六十三号）
 - 9 政令第三十九条第三項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号）第三第二項第二号の構造方法を用いた建築物
 - 10 その他知事が必要と認める建築物
- 三 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成二十七年十一月十七日

平成二十八年度岐阜県立高等学校全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）第二条第二項の規定により、平成二十八年度岐阜県立高等学校の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程及び専攻科の入学定員を次のように定める。

平成二十七年十一月十七日

岐阜県教育委員会
教育長 松 川 禮 子

平成28年度 岐阜県立高等学校入学定員

単位：人

県 立 全 日 制 の 課 程							
学科 高等学校	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
岐 阜	360						360
岐 阜 北	360						360
長 良	400						400
岐 山	280				理 数 80		360
加 納	320				音 楽 40 美 術 40		400
羽 島 北	320						320
岐阜総合学園						280	280
岐 阜 城 北					生活文化 80	160	240
岐 阜 商 業				情報処理 120 国際コミュニ ケーション 40 流通ビジネス 160 会計システム 80			400
岐 南 工 業			機 械 80 自 動 車 40 電 気 40 電 子 40 建 築 40 土 木 40				280
各 務 原	240				理 数 40 英 語 40		320
各 務 原 西	280						280
岐阜各務野				ビジネス 200	情 報 40 福 祉 40		280
本 巢 松 陽	240						240
岐 阜 農 林		動物科学 40 園芸科学 40 食品科学 40 流通科学 40 生物工学 40 森林科学 40 環境科学 40					280
山 県	80 ビジネスコース 80						160
羽 島	200						200
岐 阜 工 業			機 械 80 電 気 40 電 子 40 化学技術 40 建設工学 40 電子機械 40 デザイン工学 40 設備システム 40				360
揖 斐	40 ビジネスコース 40				生活環境 80		160
池 田	160						160
大 垣 北	320						320

大 垣 南	240						240
大 垣 東	280				理 数 40		320
大 垣 西	240						240
大 垣 養 老		食品科学 40					120
		環境園芸 40					
		生産科学 40					
大 垣 商 業				総合ビジネス 120 会 計 80	情 報 80		280
大 垣 工 業			機 械 80				320
			電 気 40				
			電 子 40				
			情報技術 40				
			化学技術 40				
			建設工学 40				
			電子機械 40				
大 垣 桜					服飾デザイン 40		200
					食 物 40		
					生活文化 80		
					福 祉 40		
不 破	120						120
海 津 明 誠	120			情報処理 40	生活福祉 40		200
郡 上 北	80						120
	ビジネスコース 40						
郡 上	120	食品流通 40					40
		森林科学 40					
武 義	120			商 業 40			200
				情報処理 40			
関 有 知	120				生活福祉 40		160
関	280						280
加 茂	280				理 数 40		320
加 茂 農 林		食品科学 40					200
		園芸流通 40					
		環境デザイン 40					
		森林科学 40					
		生産科学 40					
八 百 津	120						120
東 濃	120						120
東 濃 実 業				ビジネス管理 80	生活文化 80		240
				ビジネス情報 80			
可 児	280						280
可 児 工 業			機 械 80				200
			化学技術 40				
			建設工学 40				
			電気システム 40				
多 治 見	200						240
	自然科学コース 40						
多 治 見 北	240						240
多 治 見 工 業			セラミック 40				160
			デザイン 40				
			電子機械 40				
			電気システム 40				
瑞 浪	80				生活福祉 80		160

土 岐 紅 陵						120	120
土 岐 商 業				ビジネス 160 ビジネス情報 40			200
恵 那	160				理 数 80		240
恵 那 南						120	120
恵 那 農 業		園芸科学 40 食品科学 40 園芸デザイン 40 環境科学 40					160
中 津	200						200
坂 下	40				生活文化 40 福 祉 40		120
中 津 商 業				ビジネス 120 ビジネス情報 40			160
中 津 川 工 業			機 械 40 電 気 40 建設工学 40 電子機械 40				160
益 田 清 風	80			ビジネス会計 40 経営情報 40		80	240
斐 太	280						280
飛 驒 高 山	80	園芸科学 40 生物生産 40 環境科学 40		情報処理 40 ビジネス 40	生活文化 40		320
高 山 工 業			機 械 40 電 気 40 建築インテリア 40 電子機械 40				160
吉 城	120				理 数 40		160
飛 驒 神 岡						80	80
県立高等学校 計	7,800	960	1,640	1,600	1,320	1,000	14,320

(注) 各務原西高等学校、本巣松陽高等学校、不破高等学校、東濃高等学校、中津高等学校及び総合学科は単位制

単位：人

県 立 定 時 制 の 課 程							
学科	普 通 科	農 業 に 関 する 学 科	工 業 に 関 する 学 科	商 業 に 関 する 学 科	家 庭 に 関 する 学 科 及 び そ の 他 の 学 科	総 合 学 科	計
高等学校							
華陽フロンティア	部 80 部 80 部 40						200
岐 阜 商 業				商 業 40			40
岐 阜 工 業			工 業 技 術 40				40
大 垣 商 業				商 業 40			40
大 垣 工 業			工 業 技 術 40				40
加 茂	40						40
東濃フロンティア	部 40 部 40 部 40						120
中 津	40						40

飛 驒 高 山	40						40
計	440		80	80			600

(注) 県立定時制課程は単位制

単位：人

県 立 通 信 制 の 課 程							
学科 高等学校	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
華陽フロンティア	240						240
飛 驒 高 山	80						80
計	320						320

(注) 県立通信制課程は単位制

単位：人

県 立 専 攻 科							
学科 高等学校	普 通 科	農業に関する 学科	工業に関する 学科	商業に関する 学科	家庭に関する 学科及びその 他の学科	総合学科	計
多治見工業			陶磁科学芸術 30				30

平成二十七年十一月十七日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社